

包括外部監査指摘事項等措置状況報告

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	1	区分	指摘			
項目	台帳管理の問題点 公有財産台帳の記載誤り・記載漏れについて			報告書 ページ	23			
措置状況	取組中	所管部課	行政経営部契約管財室管財課					
指摘内容	公有財産台帳の登載内容について、複数の誤りが検出された。速やかに修正とともに、他にも記載誤り、記載漏れがないか調査し、公有財産台帳の正確性・網羅性を検証すべきである。また、「甲府市公有財産取扱規則」に基づき、適正な台帳管理を徹底する必要がある。							
措置内容	指摘された記載誤りについては、公有財産台帳に登録されている管財課所管の普通財産（令和2年度末時点登録数：502筆）から調査を開始する中、登記地積及び地目並びに所有権名義について、現況調査及び登記簿調査の結果と公有財産台帳との突合作業を行ったところ、登録漏れや所属換えによる91筆の新規登録及び売却済等による39筆の登録削除を行い、令和5年6月末時点において普通財産として554筆の確認に至った。 今後は行政財産（令和2年度末時点登録数：33,338筆）についても同様の調査に着手し、適正な台帳管理に努めていく。							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	2	区分	指摘			
項目	台帳管理の問題点 公有財産台帳の種目と現況の不一致について			報告書 ページ	23			
措置状況	措置済み	所管部課	行政経営部契約管財室管財課					
指摘内容	公有財産台帳（土地データ）から普通財産の公衆用道路の一部を抽出して追加調査を行った。抽出した土地からは種目（地目）の誤りが発見され、修正する必要がある。 公衆用道路の残りの全件について、現況調査や整合確認を行い、調査結果に応じて適切に修正する必要がある。							
措置内容	普通財産として公有財産台帳に登録される公衆用道路（全28筆）については、現況調査及び登記簿調査の結果と公有財産台帳との突合作業を行ったところ、12筆が一致、16筆が不一致となったことから、16筆は現況地目に合わせ台帳修正を行った。							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	3	区分	指摘			
項目	台帳管理の問題点 公有財産台帳価額の評価替えについて			報告書 ページ	25			
措置状況	取組中	所管部課	行政経営部契約管財室管財課					
指摘内容	<p>公有財産台帳価額の評価替えについて、①令和元年度において、評価額は算定したものとの台帳価額を改定していない、②必要な評価要領の存在が確認できない、③現況地目を考慮した評価が行われていない、④評価が網羅的に行われていないといった問題が検出された。</p> <p>台帳価額の評価替えは地方自治法上必ずしも必要な項目ではなく、甲府市が任意に定めた条項であるため、まずは評価替えを行う必要性について早期に検討されたい。それを踏まえて、必要があれば、評価要領を整備し、適正な評価額に基づき価額の改定を行うべきである。必要がなければ、台帳価額の評価替えの条項を削除するなど規則を変更し、規則と運用の実態を合わせるべきである。</p>							
措置内容	公有財産台帳の整備を優先して行っていくこととし、今後、台帳価額の評価替えの必要性を含め取組方法を検討していく。							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	4	区分	指摘			
項目	台帳管理の問題点 「公有財産台帳」と「財産に関する調書」との不整合について			報告書 ページ	27			
措置状況	取組中	所管部課	行政経営部契約管財室管財課					
指摘内容	<p>「公有財産台帳」及びその他法定台帳等に基づき作成される「財産に関する調書」の地積及び延べ床面積について、「公有財産台帳」と一致しない財産が複数存在した。</p> <p>「財産に関する調書」とその基礎となる「公有財産台帳」及びその他法定台帳等の期末現在高が、決算時において整合しているか確認すべきである。</p>							
措置内容	「公有財産台帳」と「財産に関する調書」のそれぞれの内訳を確認するため、「財産に関する調書」の建物の延べ床面積について、施設カルテ等の既存資料との突合作業を行っているところである。							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	5	区分	指摘			
項目	台帳管理の問題点 固定資産台帳の記載誤り・記載漏れについて			報告書 ページ	32			
措置状況	取組中	所管部課	企画財務部企画財政課					
指摘内容	固定資産台帳の登載内容について、複数の誤りが検出された。速やかに修正するとともに、他にも記載誤り、記載漏れがないか調査し、固定資産台帳の正確性・網羅性を検証すべきである。							
措置内容	指摘のあった3か所の「登載漏れ、除却漏れ、面積誤り」について、公有財産台帳及び固定資産台帳の修正を行った。 台帳の正確性、網羅性について、企画財政課が所管する固定資産台帳システムと管財課が所管する公有財産台帳システムがそれぞれ異なるため、本課が業務委託にて更新している固定資産台帳システムのデータについて、関係部局から必要な情報の提供を受ける中で、公有財産台帳との整合性の確認も踏まえた更新を徹底し、今後においても更なる台帳の正確性や網羅性を担保していく。							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	6	区分	指摘			
項目	台帳管理の問題点 公有財産台帳と固定資産台帳の整合性の検証手続きについて			報告書 ページ	32			
措置状況	措置済み	所管部課	行政経営部管財課・企画財務部企画財政課					
指摘内容	公有財産台帳及び固定資産台帳の両台帳に記載されている財産について、その登載内容に不整合があった。両台帳について、整合の確認を行う統制手続きを整備、運用すべきである。							
措置内容	両台帳は、管理するシステムが異なることから、それぞれの登録内容について確認を進めているところであるが、登録件数が数万件と多く時間を要している。 なお、各台帳に登録する際に整合性が図られるよう関係部署に調査依頼を行うとともに、両課における確認作業を行うことにより、正確性を保つよう整合の確認を行うこととした。							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	7	区分	意見			
項目	台帳管理の問題点 公有財産台帳、法定台帳及び固定資産台帳の一元化について			報告書 ページ	34			
措置状況	検討中	所管部課	行政経営部管財課・企画財務部企画財政課					
意見内容	<p>公有財産に関する台帳について、①公有財産台帳、②各種法定台帳、③固定資産台帳が存在し、各々別に管理されている。</p> <p>台帳管理について、台帳の統合も含め、効率的な運用方法を検討することを要望する。</p>							
措置内容	<p>公有財産台帳は地方自治法に基づく建物・土地・備品等の公有財産を管理するため、また道路台帳や河川台帳などの各種法定台帳は個別法に基づく特定分野に特化する中で備えられており、主に数量面を中心とした現況の把握、維持管理を目的としている。</p> <p>一方、固定資産台帳は統一的な基準による地方公会計の整備に基づく財務書類の補助簿として、所有する全ての固定資産を対象としており、公有財産台帳や各種法定台帳とはその目的や範囲、記載内容が異なっていることから、台帳の統合は現状難しいが、今後、関係部署を交え効率的な運用方法を模索していく。</p>							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	8	区分	意見			
項目	台帳管理の問題点 固定資産台帳の積極的な公表について			報告書 ページ	34			
措置状況	検討中	所管部課	企画財務部企画財政課					
意見内容	<p>甲府市の固定資産台帳は、ホームページ等により公表されていない。</p> <p>固定資産台帳の情報を公表することにより、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用した積極的な提案、民間事業者における買収等の検討の機会が広がることが考えられる。資産利活用の観点から、固定資産台帳について、積極的な公表を行うことが望ましい。</p>							
措置内容	売却・貸付可能資産一覧のように加工して公表している事例もあることから、より良い公表の仕方や内容について検討していく。							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	1	区分	指摘			
項目	普通財産管理の問題点 普通財産に係る管理体制について			報告書 ページ	38			
措置状況	措置済み	所管部課	行政経営部契約管財室管財課					
指摘内容	全ての普通財産を網羅しては管理できていない。十分な人員を確保した上で早期に普通財産全件を実地棚卸して、現況の把握及び台帳を整理する必要がある。その後はローテーションで現場視察するなど現況把握に努めるべきである。							
措置内容	管財課が所管する公有財産台帳に登録済の普通財産554筆については、現況調査及び登記簿調査の結果と公有財産台帳との突合作業を終えたため、今後、異動等があった場合には的確に台帳へ反映していくこととする。							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	2	区分	指摘			
項目	普通財産管理の問題点 普通財産の貸付契約について			報告書 ページ	38			
措置状況	取組中	所管部課	行政経営部契約管財室管財課					
指摘内容	普通財産を貸し付けているが契約書等が存在しない物件がある。普通財産の貸付状況を棚卸して、契約を締結していない場合は、契約書を作成すべきである。							
措置内容	公有財産台帳に登録済かつ現地に工作物等が存在する普通財産については、現況調査及び契約書類等により貸付状況を整理しているところであるが、社寺境内や自治会集会所等として貸し付けている案件も多くあり、貸し付けに至った経緯や建物管理者の確認の必要もあるため、引き続き調査を行っていく。							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について						
監査年度	令和2年度	番号	3	区分	意見		
項目	普通財産管理の問題点 所管課の変更について			報告書 ページ	39		
措置状況	取組中	所管部課	行政経営部契約管財室管財課				
意見内容	普通財産の中に行政財産とすべきものが含まれている。行政財産に変更し、所管替えするのが望ましい。						
措置内容	公有財産台帳に登録済の普通財産554筆のうち、現況調査及び登記簿調査により行政財産とすべき45筆を特定する中、12筆を道路河川課の行政財産として所属換えを行った。今後、残り33筆についても関係部署と協議を行い、順次所属換えを行っていく。						
措置通知日	令和5年8月29日						

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について						
監査年度	令和2年度	番号	未-1②	区分	意見		
項目	旧湯田消防署施設 所属の変更			報告書 ページ	46		
措置状況	検討中	所管部課	市長直轄組織危機管理室防災企画課				
意見内容	<p>当初は消防施設であったが、平成21年11月以降は地域集会施設としてのみの用途を有していた。その際、当時の市民生活部と防災課の協議により防災課が継続して管理することとなった。</p> <p>しかし、「甲府市公共施設等総合管理計画」での施設の区分は「市民文化系施設」とされている、本物件の今後の利活用には自治会等との協議が必要となっている、また、甲府市ホームページによると、市民部協働推進課の業務内容として「自治会等地域各種団体との連絡協調及び市民情報の把握に関するこ。」があげられている。</p> <p>従って、物件の機能変更があった場合、また今後の利活用方針によっては、不動産管理の効率性、市民の利便性等を鑑み、所管の見直しを検討することも望まれる。</p>						
措置内容	今年度建物の撤去を予定しており、所管の見直しについては、利活用方針に沿って、関係課と協議する中で検討していく。						
措置通知日	令和5年8月29日						

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	未-1③	区分	意見			
項目	旧湯田消防署施設 今後の利活用方針			報告書 ページ	47			
措置状況	取組中	所管部課	市長直轄組織危機管理室防災企画課					
意見内容	未利用後数年経過している。今後の利活用については甲府市負担により建物を撤去した後、甲府市所有の土地の上に住民が地域集会施設を建設する、近隣は住宅地であることから一般競争入札により更地として売却する等が考えられるが、いずれにしても耐震基準を満たさない建物のため、建物の撤去については早期に計画することが望ましい。							
措置内容	建物の撤去については、今年度の実施を予定している。 今後の利活用については関係課と協議し、検討していく。							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	未-8①	区分	指摘			
項目	東河原疎開住宅跡地 市有財産賃貸借契約			報告書 ページ	56			
措置状況	取組中	所管部課	行政経営部契約管財室管財課					
指摘内容	1156番2の土地は自治会のごみ集積所として貸し出されている（無償）。従って、「甲府市公有財産取扱規則」第19条第3項に基づき自治会と「市有財産賃貸借契約」を締結しなくてはならないが、契約が交わされていない。							
措置内容	関係部署に設置に至る経過について情報収集を行うとともに、契約締結に向けた対応方法を検討していく。							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	未-9①	区分	指摘			
項目	甲府南商工会跡地 市有財産賃貸借契約			報告書 ページ	58			
措置状況	取組中	所管部課	行政経営部契約管財室管財課					
指摘内容	未利用となっていない土地部分は地元集会所として貸し出されている（無償）。従つて、「甲府市公有財産取扱規則」第19条第3項に基づき自治会と「市有財産賃貸借契約」を締結しなくてはならないが、契約が交わされていない。							
措置内容	関係部署に設置に至る経過について情報収集を行うとともに、契約締結に向けた対応方法を検討していく。							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	未-10①	区分	意見			
項目	稚蚕飼育所跡地 売却手続きの推進			報告書 ページ	60			
措置状況	検討中	所管部課	行政経営部契約管財室管財課					
意見 内容	<p>甲府市行政改革大綱（2019～2021）における行政改革推進プラン（2019年4月～2022年3月）では公共施設等マネジメントの推進を取組項目3-6として「未利用資産等の売却、貸付等の利活用に向けた公募の実施」を目標としている。</p> <p>甲府市では「甲府市資産（土地・建物）利活用基本方針」（平成29年4月策定）及び「市有資産売却等の手引き」（平成29年8月）を制定して、市有資産の売却等における基準を定めている。</p> <p>稚蚕飼育所跡地は、「甲府市資産（土地・建物）利活用基本方針」及び「市有資産売却等の手引き」に当てはめると、1,000 m²以上の土地であり、甲府市による利活用の予定はないことから、プロポーザル方式による売却に該当している。</p> <p>但し、稚蚕飼育所跡地（3,050.00 m²）は、その一部を地域の公民館（自治会集会所）用地（約1,620 m²）として利用している。</p> <p>売却にあたっては、稚蚕飼育所跡地（3,050.00 m²）の全てを売却する案と地域の公民館（自治会集会所）用地（約1,620 m²）を除いた更地（496の一部：約1,430 m²）について確定測量や分筆登記等を行い売却する案を検討している。</p> <p>稚蚕飼育所跡地は、近隣に中央自動車道甲府南インターチェンジ及びリニア新幹線建設予定駅があることから、土地の市場性、事業性、収益性等が高い土地である。現に不動産会社等の問い合わせが年に数回ある状況であるとのことである。中央自動車道甲府南インターチェンジ及びリニア新幹線建設予定駅の近隣にあるまとまった土地とすることによって、資産の価値を高めて更に高額をもって売却を行うことができるを考える。よって、地域の公民館（自治会集会所）を移転させて、まとまった土地として売却することを検討することが望まれる。</p>							
措置 内容	土地の市場性、事業性、収益性等の把握に努めるとともに、地域の公民館（自治会集会場）等について地元及び関係部署と協議し、最も有効的な利活用方針を定めていく。							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	未-11①	区分	意見			
項目	旧中道支所跡地 市役所内利用の模索			報告書 ページ	62			
措置状況	検討中	所管部課	行政経営部契約管財室管財課					
意見内容	<p>近隣状況や土地の形状等からは土地の売却・貸付は難しいと思われる。管理状況は良好であり、現況では広大な土地が概ね更地を維持している。土地の利用がないため管理を止めてしまえば、近隣と同様に森林化していくことが予想される。整地された広大な土地であり、現況を維持することが望まれる。現況を維持するために管理を継続する必要があり、管理を継続するには例えば倉庫や書庫等として市役所内において利用してはどうであろうか。</p>							
措置内容	<p>土地の市場性、事業性、収益性等の把握に努めるとともに、関係部署と協議し、最も有効的な利活用方針を定めていく。</p>							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	未-13①	区分	意見			
項目	道路用地残地 売却又は貸付手続きの推進			報告書 ページ	66			
措置状況	取組中	所管部課	行政経営部契約管財室管財課					
意見内容	<p>不整形（三角地）の形状をした、やや狭い土地であり、未利用であり利活用の見込はないことから、速やかに売却又は貸付を行うべきである。</p> <p>当該土地は、隣接居住者が市有地であることを知りながら、花壇や駐車場として一部利用しているため、隣接居住者に購入又は借地の意向確認を行い、速やかに売却又は貸付けを行うことが望まれる。</p>							
措置内容	<p>隣接居住者に購入又は借地の意向確認を行う中、北側隣接居住者へ一部貸付けを行ったところであるが、残りの土地についても、今後、売却又は貸付けの検討を行っていく。</p>							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	未-14①	区分	意見			
項目	国母二丁目基金用地 短期の貸付手続きの推進			報告書 ページ	68			
措置状況	取組中	所管部課	企画財務部企画財政課					
意見 内容	都市計画街路は長期（20年～30年）にわたり整備される。また、当該土地は都市計画街路城東三丁目敷島線の先行取得した唯一の土地であり、全長の中では僅少な一部分にすぎないことから改定される可能性もないとは言えない。近隣の状況から好立地な土地であり、土地を短期に貸付すること又はもしも計画が改定されたら売却することもできると思われる。未利用の状況が長期に渡ることのないように、都市計画街路城東三丁目敷島線の着工の見通しに留意しながら、土地を短期に貸付することを検討してはどうか。							
措置 内容	まちづくり部と都市計画道路の着手時期等について協議を踏まえる中、借入希望者と貸付に向けた協議を行ったものの、貸付に至らなかったため、引き続き、土地の貸付を含め有効な利活用を検討していく。							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	未-15①	区分	意見			
項目	大里第一団地地域し尿処理施設 旧施設撤去後に売却手続きの推進			報告書 ページ	70			
措置状況	検討中	所管部課	環境部環境総室					
意見 内容	未稼働の地域し尿処理施設は、防犯や防災の観点から速やかに撤去する必要がある。施設撤去後の更地は、山梨県住宅供給公社により開発された住宅地の隅の一角にあるという好立地であるにもかかわらず、「甲府市（土地・建物）利活用基本方針」（平成29年4月策定）により、甲府市による利活用が見込まれていないことから、早期に一般競争入札による売却を行うことが望まれる。							
措置 内容	建物解体には、多額の費用を要することから、建物付きでの売却など売却手法等について、民間事業者等との意見交換を実施する中で検討を行っていく。							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	未-16①	区分	意見			
項目	環境センター焼却工場等跡地 利活用可能な用途に向けた売却・貸付手続きの推進			報告書 ページ	72			
措置状況	措置済み	所管部課	環境部環境総室					
意見内容	<p>甲府市中心部から遠くないところにある、広大な土地（約19,000m²）であり、更地となっている。廃棄物が埋められているという制限された利活用の中ではグランドなどによる活用が考えられる。</p> <p>甲府市ごみ処理施設跡地利用検討委員会の提言書及び付帯意見を踏まえて、「甲府市資産（土地・建物）利活用基本方針」（平成29年4月策定）により制限（条件）を付したプロポーザル方式により土地の売却・貸付を決定して、早期に利活用することが望まれる。</p>							
措置内容	プロポーザル方式によって決定した事業者へ土地を貸付け、硬式野球場及び多目的広場として活用することになった。							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	未-20②	区分	意見			
項目	上曾根揚水機場 国土交通省との再協議の必要性			報告書 ページ	84			
措置状況	取組中	所管部課	産業部農林振興室農政課					
意見 内容	<p>本物件は、廃止に向けて、国土交通省と協議を進めてきたところであるが、建物が甲府市の所有であるという認識に基づき、撤去に関する費用負担等、当然に甲府市が負担することとなっている。</p> <p>しかし、現存する当時の覚書からは、国土交通省から財産の所有権が移転するような事実は確認できず、建物は国土交通省の所有である蓋然性が高い。</p> <p>建物の所有権について、国土交通省と協議、確認を行うとともに、建物の撤去費用の負担など再度、協議する必要がある。</p> <p>なお、河川内は本来構築物、建設物の設置は安全上の観点から制限されており、未利用の状態であるならば、可能な限り早く撤去することが望ましく、国土交通省との協議、撤去計画の策定を早期に行うべきである。</p>							
措置 内容	<p>建物の所有権については、国土交通省との協議の結果、甲府市の所有物件であることを双方で確認している。</p> <p>そのうえで、施設の廃止・撤去に向けた国土交通省等との協議を継続して進めているところであり、「撤去計画」の早期策定に努めていく。</p>							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	未-22②	区分	意見			
項目	山林 寄付受納基準の明確化			報告書 ページ	88			
措置状況	現状維持	所管部課	産業部農林振興室林政課					
意見内容	<p>本物件は、公道に面しておらず、その立地条件が活用の難しさにつながっていると考えられる。その点、寄付受納時の決裁文書を確認したところ、立地条件等に関する考察はなかった。公有財産として市が保有すると、その管理コストがかかること、固定資産税としての税収はなくなることから、寄付受納の可否の判断は慎重に行う必要がある。</p> <p>自治体によっては、寄付受納要綱を定め、受納対象となり得る資産を明確にしているケースもあるが、甲府市では寄付受納に関する指針等はなく、関連する所管課で審査し、市長の決裁によって決定される。寄付受納に関して可否の判断のよりどころとなる指針を定めることが望ましい。</p> <p>なお、「寄付受納要綱」を定め、受納対象の目安を公表している他市の事例を参考に掲載する。</p>							
措置内容	<p>本市の森林は、南北に広く分布し、その林相や地形は地域ごとに大きく異なり、一律に寄付受納の可否を判断する指針を定めることが難しい。</p> <p>今後においては、立地条件等を踏まえ、寄付受納後の利活用を慎重に検討する中で、個別に寄付受納の可否を審査していく。</p>							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	未-22③	区分	意見			
項目	山林 低未利用不動産の積極的な情報公開			報告書 ページ	89			
措置状況	取組中	所管部課	産業部農林振興室林政課					
意見内容	<p>市のホームページ等により未利用市有地の活用提案を募集するなど積極的な情報公開を行えば、広く市民や民間事業者から、様々な視点による発想やノウハウを生かした提案を受ける機会が得られる。</p> <p>施設のある物件については、「施設カルテ」や「甲府市公共施設再配置計画」に記載され、その利用状況や今後の利活用方針が市のホームページにより開示されている。</p> <p>しかし、施設のない土地については、「甲府市資産利活用推進委員会」において個別方針が決定されるまでは、遊休状態にあることや利活用方針を検討中であることが外部に公表される機会はない。</p> <p>個別方針決定前であっても、長期にわたり低未利用となっている土地については、積極的な情報公開を行うことを要望する。</p>							
措置内容	<p>本件については、寄付受納の目的が学校林としての活用であるとともに、昨今、様々な場面においてSDGsが注目され、森林の持続可能な管理の必要性が重要視されていることから、森林環境教育のフィールドとして活用するよう、関係機関と連携して近隣の幼稚園等に周知を図っている。</p> <p>令和5年5月8日より新型コロナウィルス感染症が5類へと移行したことに伴い、今まで中止や縮小傾向となっていた森林環境教育の拡大が望まれ、そのフィールドとなる森林の需要が高まることが予想されることから、さらなる周知により活用を目指す。</p>							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	未-26②	区分	意見			
項目	後屋建設予定地 本物件単独での利活用方針の検討			報告書 ページ	97			
措置状況	取組中	所管部課	まちづくり部まちづくり総室住宅課					
意見 内容	<p>本物件は、「No.低-8 後屋第一住宅」と一体での売却を検討しているが、売却までの活用方針は検討されていない。後屋第一住宅は、居住者と転居交渉を行っているところであり、本物件が更地のまま活用されない状況が長期にわたる可能性もある。</p> <p>売却までの期間、近隣住民への貸出の可能性など本物件単独での活用方針についても検討することが望ましい。</p>							
措置 内容	<p>隣接する後屋第一住宅については、令和3年度に用途廃止及び解体工事を実施したところであり、現在、一体での利活用に向けて関係課等と検討を行っている。</p> <p>また、本物件の利活用にあたっては、普通財産化し管財課へ所属換えを行う。</p>							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	未-27①	区分	指摘			
項目	羽黒公園用地 土地の無断使用			報告書 ページ	99			
措置状況	検討中	所管部課	まちづくり部まち整備室都市整備課					
指摘内容	本物件を視察した結果、近隣住民による駐車、犬小屋の設置、植物・野菜の栽培、タンクの設置等が無断で行われていた。市所管課でも住民による私的利用は把握されていなかったようである。今後は、現況確認を徹底するとともに、特定の住民による私的利用が生じないように周知を行い、使用許可行為等を指導するなど市による所有者情報の発信を積極的に行っていくべきである。							
措置内容	使用者を特定し、令和3年度に使用者に対し、目的外使用の申請を提出するよう指導したが相手方の理解を得られなかった。今後においても、引き続き現地調査を行い、使用者に対し指導を行う。							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	未-27③	区分	意見			
項目	羽黒公園用地 今後の利活用方針の早期明確化			報告書 ページ	99			
措置状況	検討中	所管部課	まちづくり部まち整備室都市整備課					
意見内容	平成29年8月の当該公園計画の廃止決定から3年を経過し、更には平成27年11月の公園計画の見直し案に係る住民説明会からは5年程度が経過しているが、本物件の具体的な利活用方針は策定されず現在に至る。今後の利活用方針について地域デザイン委員会で検討を始めたとのことであるが、具体的な検討スケジュールや解消すべき課題が明確になっていない。また現時点では売却することは検討されていないが、近隣は住宅地で売却可能性は十分にあることから、売却することも視野に入れつつ、課題やスケジュールを明確にして、早期に利活用方針を策定することが望まれる。							
措置内容	引き続き、庁内関係部署と連携し、ニーズ等を把握しながら、本物件の利活用方針を検討していく。							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	未-28②	区分	意見			
項目	合併浄化槽管理棟用地 普通財産への変更			報告書 ページ	101			
措置状況	取組中	所管部課	まちづくり部まち開発室都市計画課					
意見 内容	本物件については、未利用状態が長期に及んでおり、また「甲府市公共施設再配置計画」において現在使用していないことから廃止を検討するとしていることからも、既に行政財産として保有する目的は失われている状況である。したがって、今後の利活用のための課題を整理するとともに、行政財産から普通財産に変更し、財産活用課が主導して早期に利活用方針を策定すべきである。							
措置 内容	財産活用課と協議し、本物件については、既存管理棟の解体費用が高額となること等の課題があることから、当該管理棟の有効利用を図ることも含め、具体的な利活用方針について継続して検討していく。							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ A227:H233C232A	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	未-30②	区分	意見			
項目	北西公園用地 今後の利活用方針の早期明確化			報告書 ページ	105			
措置状況	検討中	所管部課	まちづくり部まち整備室都市整備課					
意見 内容	「未-27 羽黒公園用地」と同様に当初目的の公園計画が廃止となってから5年近く経過しているが、本物件の具体的な利活用方針は策定されず現在に至る。物件の入り口が狭く利活用に制限があると推測はされるが、貸付等もされずに遊休地として所有するだけでは管理コストだけが発生してしまう。地域住民や民間事業者に広く情報提供し、売却することも視野に入れつつ、課題やスケジュールを明確にして、早期に利活用方針を策定することが望まれる。							
措置 内容	本物件は、入り口が狭く建築要件等に制限があるなどの課題があることから、引き続き、ニーズ等を把握する中、関係課と連携し、本物件の利活用方針を検討していく。							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	未-32①	区分	指摘			
項目	山宮甲文館 土地面積の公有財産台帳への登録誤り			報告書 ページ	109			
措置状況	措置済み	所管部課	教育委員会生涯学習室歴史文化財課					
指摘内容	令和2年3月に錯誤により地積を変更しているが（307 m ² から552.24 m ² に変更）、公有財産台帳には旧来の面積で登録されていた。本物件について速やかに公有財産台帳の情報を修正するとともに、正確な台帳登録の管理を徹底すべきである。							
措置内容	公有財産台帳の修正を完了した。今後においても、正確な台帳登録の管理に努めていく。							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	低-1①	区分	意見			
項目	旧南庁舎 利活用方針の早期明確化			報告書 ページ	117			
措置状況	取組中	所管部課	行政経営部契約管財室管財課					
意見内容	<p>本物件は、平成31年に実施した耐震診断において「震度6強から震度7の大地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する可能性がある」とされ、補強が必要である。住宅街にあり、耐震補強を行わないまま放置することは安全上問題がある。</p> <p>解体費用が多額になると見込まれているが、安全性の観点からは早急に利活用方針を定め対応すべきである。また、1号館と2号館は別々での解体が可能であり、1号館と2号館を分けて利活用方針を検討することも考えられる。</p>							
措置内容	安全性の観点を踏まえ、現在、建物の解体を含め、利活用について検討しているところである。							
措置通知日	令和5年8月29日							

監査テーマ	未利用不動産等に関する財務事務の執行について							
監査年度	令和2年度	番号	低-3②	区分	意見			
項目	羽黒町基金用地 所管の変更				報告書 ページ			
措置状況	取組中	所管部課	企画財務部企画財政課					
意見内容	<p>未-27の用地と同様に、本物件の具体的な利活用方針は長期間策定されず現在に至っている。既に公園用地としての当初目的は廃止されており、今後の利活用方針については未-27の用地と併せてまちづくり部が主体となって検討していくことであるので、所管をまちづくり部に移すのが望ましい。</p> <p>なお、未-27の用地と同様に本物件についても現時点では売却することは検討されていないが、近隣は住宅地で売却可能性は十分あることから、売却することも視野に入れつつ、課題やスケジュールを明確にして、早期に利活用方針を策定することが望まれる。</p>							
措置内容	将来的な移管に向け、まちづくり部と協議を行った。本物件と未-27の用地と併せた土地の利活用方針策定の進捗を踏まえながら、移管時期についても引き続き協議をしていく。							
措置通知日	令和5年8月29日							